

令和6年2月21日

マイナ保険証をご利用ください！

＜東京ドーム健康保険組合＞

昨年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、**本年(令和6年)12月2日から現行の健康保険証は発行されない**こととなりました。

マイナ保険証をめぐっては、登録情報との紐付けをめぐり、ご心配・ご迷惑をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後、新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証には、以下の3つのメリットがあります。12月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆様も1度使ってみていただきたいと思います。

保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持っていれば、医療機関を受診した際に、**その場で保険証登録ができる**ので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。また、ご家族、ご友人にもお勧めいただければ幸いです。

【メリット①】

マイナ保険証を利用することで毎回医療費を20円節約できる。
自己負担も減る(全国民が使えば年間43億円の節約)

【メリット②】

よりよい医療が受けられる

【メリット③】

手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される



使ってみよう！
マイナ保険証

マイナ保険証のメリットについては、以下の資料やデジタル広告コンテンツもぜひご覧ください。

「[マイナ保険証をご利用ください](#)」(厚労省)



「[医療機関の受診はマイナ保険証で!](#)」(けんぽれん)



マイナンバーカード「[いま](#)」と「[これから](#)」(デジタル庁 youtube.com)



まだマイナンバーカードをお持ちでない方は[こちら](#)



お問い合わせ 東京ドーム健康保険組合 03-3817-6874 内線 6874 中野

以 上